

県民コメント実施結果について

1 意見の提出者数及び意見件数 29件（9名、3団体）

2 御意見及び反映状況

| 区分 | | 件数 |
|----|------------------------|----|
| A | 意見を反映し、案を修正したもの | |
| B | 既に案で対応済みのもの | 23 |
| C | 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの | 6 |
| D | 意見を反映できなかったもの | |
| E | その他 | |

| No | 分野 | 頁 | 御意見の内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|-----|----------------------|-----|---|--|------|
| 1 | 全般 | 一 | 青少年健全育成の広報活動をよりアピールしていくことが必要。 | 青少年健全育成に係る各事業の中で様々な広報ツールを活用し、積極的に広報してまいります。 | B |
| 2 | 全般 | 一 | 埼玉県の青少年行政は縦割り行政になっているのが現状。縦割り行政を結び付けて青少年の健全育成を目指していくためには、国政レベルで考えることが必要。国は「青少年省」をつくり、青少年行政に係わる仕事をすべて一本化してはどうか。県の行政としてできることは、可能な限り関係機関の壁を取り払って有機的に機能させることである。問題を絞って、それにどう対処していくかという具体的な話し合いと行動が大事。 | P43「(7)多様な機関の連携による相談・支援体制の充実」等の取組の中で、関係機関の有機的な連携による青少年の総合的な支援に努めてまいります。 | C |
| 3 | 第2章 青少年を取り巻く環境と課題 | 10～ | 【2 青少年を取り巻く家庭環境・地域環境】 問題を抱える家庭がとても多いと感じている。保護者の保護能力不足、経済的に困難な家庭など、子供の教育にまで気がまわらない家庭である。青少年の健全育成とともに、健全な家庭環境をつくる支援が必要。 | 健全な家庭環境をつくる支援については、基本目標Ⅲ「青少年の健やかな成長を支える環境の整備」の中のP46「(1)よりよい家庭環境づくりへの支援」の中で行っています。 また、困難を有する青少年の保護者への支援についても、P39からの基本目標Ⅱ「困難を有する青少年への支援」の各種取組の中で行っています。 | B |
| 4 | " | 13 | 【2 青少年を取り巻く家庭環境・地域環境】 (2)地域環境 地域との交流を求めているとあるが、実際、保護者が地域や学校で活動に関心があるかは、仕事との両立が普通になっている今日には意外な数値だ。現実は違うように感じる。 | 意識と実際に差があるかもしれません。頂いた御意見について実施段階で参考にさせていただきます。 | C |
| 5 | " | 15 | 【3 青少年をめぐる現状と課題】 (2)若年無業者、ひきこもり ニート、ひきこもり、いじめ、不登校等の問題の根本はコミュニケーション能力の不足が原因。人との関わりを学んでいくスキルが必要だと感じている。 また、自己肯定感、自尊感情を養えるような体験ができるよう支援していくことが必要。 | P34「(1)多様な体験活動の推進」の取組の中で、青少年のコミュニケーション能力を高めるとともに、自尊心や他者を思いやる心など豊かな人間性を育んでまいります。 | B |
| (再) | " | 18～ | 【3 青少年をめぐる現状と課題】 (6)子供の貧困～ 問題を抱える家庭がとても多いと感じている。保護者の保護能力不足、経済的に困難な家庭など、子供の教育にまで気がまわらない家庭である。青少年の健全育成とともに、健全な家庭環境をつくる支援が必要。 ※ NO. 3の再掲 | 健全な家庭環境をつくる支援については、基本目標Ⅲ「青少年の健やかな成長を支える環境の整備」の中のP46「(1)よりよい家庭環境づくりへの支援」の中で行っています。 また、困難を有する青少年の保護者への支援についても、P39からの基本目標Ⅱ「困難を有する青少年への支援」の各種取組の中で行っています。 | B |

| No | 分野 | 頁 | 御意見の内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|----|-------------------------|----|--|--|------|
| 6 | 第2章 青少年を取り巻く環境と課題 | 22 | 【3 青少年をめぐる現状と課題】 (11)スマートフォン等の利用 スマートフォン等の利用について、買い与える保護者が、子供が安心・安全に使えるようにルールをしっかり決める必要がある。 | ネットアドバイザーを派遣し、県内の小・中学校等で「子供安全見守り講座」を開催し、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発とともに、家庭におけるルールづくりの重要性をより一層推進してまいります。 | B |
| 7 | 第4章 プランの体系 | 30 | 【基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援】 困難を有する子供・若者の支援には、保護者力が必要。子供に自信を付けさせるのはまず保護者。保護者に促しをお願いしたい。 | 困難を有する青少年の保護者への支援については、P39からの基本目標Ⅱ「困難を有する青少年への支援」の各種取組の中で行なっています。 また、健全な家庭環境をつくる支援についても、基本目標Ⅲ「青少年の健やかな成長を支える環境の整備」の中のP46「(1)よりよい家庭環境づくりへの支援」の中で行なっています。 | B |
| 8 | 第5章 施策の展開 (基本目標Ⅰ) | 34 | 【I 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援】 1(1)多様な体験活動の推進 「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進に期待する。例えば、選挙における立会人のアルバイトや、認知症サポートの講習を推進し、高齢者・社会的弱者・ハンディを持つ人に対し、思いやりや優しさの心を育てていくことを望む。 | 御意見を踏まえ、引き続き、県内の児童生徒が、社会体験など発達段階に応じて多様な体験ができるような機会を提供してまいります。 | B |
| 9 | " | 34 | 1(1)多様な体験活動の推進 青少年相談員の委嘱が難しくなってきており、地域住民の参加が少ない。相談員の確保策について対策を講じてほしい。 | 青少年相談員の確保については、様々な媒体を活用し、積極的に広報してまいります。 | B |
| 10 | " | 38 | 2(4)社会的課題に対応する教育の推進 青少年の投票率の低さが指摘されるが改善はされない。社会の構成員として、政治に対する責任を教育することが必要である。 | 主権者教育の推進につきましては、教育の充実や啓発活動の取組を強化し、積極的に推進してまいります。 | B |
| 11 | " | 38 | 2(4)社会的課題に対応する教育の推進 「ライフデザイン構築のための支援」については、将来の具体的イメージが持ちやすいよう、体験などを通し支援する必要がある。特に学校教育の中で指導する機会も必要。 | 結婚、子育てなどのライフイベントや学業、キャリア形成など若者のライフデザイン構築のための支援を進めてまいります。 特に、小・中学校、高等学校における組織的・系統的なキャリア教育の充実を図る中で、児童生徒に様々な体験をさせるなど学校教育の中でもライフデザイン構築のための支援を進めてまいります。 | B |
| 12 | " | 38 | 2(5)ネットリテラシー・情報モラル教育の促進 青少年の健全育成には、ネットアドバイザーの派遣による保護者への啓発がますます重要。また、ネットアドバイザーへの研修・育成も今後重要となってくる。 | ネットアドバイザーの派遣の充実を図るとともに、研修を行い、ネットアドバイザーの資質の向上に取り組んでまいります。 | B |
| 13 | (基本目標Ⅱ) | — | 【II 困難を有する青少年への支援】 児童・青少年の貧困は、保護者の生活力や働く意欲の減少が根本的な理由と思われ、保護者の幼少期の体験や環境が起因と考えられる。 | 経済的に困窮している家庭の中学生・高校生に対し学習教室を開催するなど、学習・教育支援を推進し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めてまいります。 | B |
| 14 | " | 39 | 1(1)若年無業者やひきこもりの若者への支援 若者の居場所、中間就労の場所がほしい。 ひきこもり、ニートの相談を受けた後、つなげる機関がない。 地域若者サポートステーションに行く前の段階の若者の居場所、通える場所がほしい。 | ひきこもり、ニートなど困難を有する若者の居場所等への支援については、P43「(7)多様な機関の連携による相談・支援体制の充実」の取組の中で、情報の収集及び提供に努めてまいります。 | C |

| No | 分野 | 頁 | 御意見の内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|----|--------------------|---------------|---|--|------|
| 15 | (基本目標Ⅱ) | 39 | 1(1)若年無業者やひきこもりの若者への支援 ひきこもりの若者への「就労支援」の実施を入れてほしい。「関係機関との協力・連携のもと」とあるが、一般市民のネットワークによる支援という視点を入れてほしい。就労を考えるとき、一般市民・個人事業者などの理解と協力が必要になってくる。 | ひきこもりの若者の就労については、若年無業者(ニート)への支援の中で実施してまいります。また、P43「(7)多様な機関の連携による相談・支援体制の充実」の取組の中で、各支援機関と連携し、支援を進めてまいります。さらに、これらの取組の中で、一般市民等とのネットワークによる支援についても、取り組んでまいります。 | B |
| 16 | " | 40 | 1(2)障害のある子供・若者への支援 障害のある青少年に対する支援を推進し、ハンディのある人もない人も、ともに幸せに暮らせる社会を目指した施策を開拓してもらいたい。 | 障害のある青少年を支援するとともに、障害者の自立・社会参加を推進してまいります。 | B |
| 17 | " | 40 | 1(3)いじめ、不登校、高校中退対策の推進 いじめが依然として増加し、特に中学生に顕著であることから、家庭と学校が緊密に連携し、未然防止に向け努力する必要がある。早期発見、早期解決を関係者が実行するよう行政が啓発する必要がある。 | 学校・家庭・地域の連携を図り、いじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでまいります。また、行政と関係団体が合同でキャンペーンを行うなどの啓発活動を行い、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。 | B |
| 18 | " | 40 | 1(3)いじめ、不登校、高校中退対策の推進 不登校の原因として、教師との関係があげられる。一生懸命になりすぎたり、ストレス等から子どもとの関係がうまく築けなかつたりする教師も増えてきていると思う。教師のカウンセリングの場も考えてほしい。 | 悩みを抱える教職員に対する面接相談など、教職員の心身の健康の保持・増進に取り組んでまいります。 | B |
| 19 | " | 40 | 1(3)いじめ、不登校、高校中退対策の推進 いじめ撲滅キャンペーンについて、配布物やのぼり旗等の援助があるとよい。 | いじめ撲滅については、関係機関との連携を進めるとともに、より効果的な広報手段に努めてまいります。 | C |
| 20 | " | 40 | 1(3)いじめ、不登校、高校中退対策の推進 いじめ問題対策会議について、県内の協議会等でどのような活動をしているか把握できる資料があると役立つ。 | いじめ問題対策については、市町村・関係機関との更なる情報共有に努めてまいります。 | C |
| 21 | " | 41 | 1(4)子供の貧困対策の推進 貧困対策はひきこもりの若者の自立においても重要な課題。施策の方向性の中の「関係機関の連携強化・総合的な支援」の実現が進むことを望む。 | ひきこもりを含む経済的に困窮している若者を支援するため、関係機関が連携し、相談や情報提供を行うなど、総合的に支援してまいります。 | B |
| 22 | " | 42 | 1(6)特に配慮を必要とする子供・若者への支援 年齢、性別、障害の有無、国籍、宗教に関係なく、より多くの青少年に情報保障が必要。孤立化を防ぐため、様々なソフトやハードを使って、必要な情報提供をしていくことが望みたい。 | 相談機関の情報提供を始めとして、必要な情報が適切に提供されるよう努めてまいります。 | C |
| 23 | (基本目標Ⅰ) (基本目標Ⅱ) | 34 ～ 45 | 【I 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援】 【II 困難を有する青少年への支援】 成長後(10歳以上)の児童・青少年を対象とした施策となっているが、就学前教育が最も重要と思われる。施策の目標は後追い的対応と思える。 | 就学前教育についても、P47「(2)家庭・学校・地域が連携した教育の推進」の取組の中で進めています。 | B |
| 24 | (基本目標Ⅲ) | — | 【III 青少年の健やかな成長を支える環境の整備】 家庭・学校・地域の連携は、今後強く求められることであり、連携を構築できるような施策を開拓するべきである。 | P47「(2)家庭・学校・地域が連携した教育の推進」やP48「(4)地域活動の促進と気運の醸成」の中で施策を開拓してまいります。 | B |
| 25 | " | 46 | 1(1)より良い家庭環境づくりへの支援 「親の学習」は必須である。自己で修得するだけでは不十分であるため、中学校・高校または社会教育において、基礎的なことをしっかりと教えることが必要である。 | 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」について、積極的に推進してまいります。 また「家庭教育アドバイザー」の養成等を通じて、家庭教育支援の充実を図ってまいります。 | B |

| No | 分野 | 頁 | 御意見の内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|-----|---------|----|--|---|------|
| 26 | (基本目標Ⅲ) | 49 | 2(1)インターネット対策の推進 青少年を有害なサイトから守るためにフィルタリングサービスの活用普及と啓発を図るとともに、有害情報の発信源を絶つインターネット対策を一層強化してほしい。 | ネットアドバイザーの派遣を通じ、インターネットの危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。また、サイバーパトロールを実施するなど、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。 | B |
| (再) | " | 49 | 2(1)インターネット対策の推進 青少年の健全育成には、ネットアドバイザーの派遣による保護者への啓発がますます重要。また、ネットアドバイザーへの研修・育成も今後重要となってくる。 ※ NO. 12の再掲 | ネットアドバイザーの派遣の充実を図るとともに、研修を行い、ネットアドバイザーの資質向上に取り組んでまいります。 | B |
| 27 | " | 50 | 2(3)交通安全対策・災害安全教育の推進 自転車の交通事故の当事者に青少年も多いことから、ルールとマナーの遵守を促すとともに、警察当局の街頭指導などを徹底してもらいたい。 | 県・警察本部・教育委員会等が連携し、自転車による交通事故の防止とマナーアップに取り組んでまいります。 | B |
| 28 | " | 50 | 2(4)子供の権利救済・相談体制の整備 虐待は絶対にしてはならない人権侵害であり犯罪であることを啓発するとともに、子育てで分からないことがあれば地域の福祉関係機関に相談することを勧めるなど、支援を強化する必要がある。また、相談を受ける側の体制の充実等も必要である。 | 児童虐待防止について、あらゆる機会をとらえて広報・啓発活動を進めてまいります。また、子育て家庭を支える地域環境の整備・充実にも取り組んでまいります。さらに、子供の権利擁護・相談体制の整備を進めてまいります。 | B |
| 29 | " | 50 | 2(5)地域環境の整備・充実 雨天のときに幼児が体を動かせる施設があると、親子で遊ぶことができる。親子の絆だけでなく、家族への愛着やよいイメージを持ちやすくなる。 | 子育て中の親子が気軽に利用できる交流スペースである「地域子育て支援拠点」の活用の促進を進めてまいります。 | B |